

【新設】（共同支配会社等に係る当期グループ国内最低課税額等の円換算）

18-4-10 特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、外国通貨表示の金額により計算された法第 82 条の 19 第 5 項第 1 号イ（国内最低課税額）に規定する当期グループ国内最低課税額、同号ロに規定する再計算グループ国内最低課税額、令第 155 条の 75（共同支配会社等に係る未分配所得国内最低課税額）において準用する令第 155 条の 67（構成会社等に係る未分配所得国内最低課税額）の株主等別未分配額及び法第 82 条の 19 第 5 項第 3 号ハに規定する控除した残額を円換算することとなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。

- (1) 各対象会計年度における期中平均相場により円換算を行う方法
- (2) 各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法
- (3) 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を納付する日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法

【解説】

- 1 令和 8 年度の税制改正により、法人税法施行規則別表二十二付表一（以下「別表二十二付表一」という。）が新たに定められ、共同支配会社等に係る次に掲げる額の計算については、日本円を単位として行うことが明らかにされた。
 - (1) 当期グループ国内最低課税額に係る国内最低課税額（別表二十二付表一「当期グループ国内最低課税額 (4)」の欄から「(4)×(11) (12)」の欄まで）
 - (2) 再計算グループ国内最低課税額に係る国内最低課税額（別表二十二付表一「再計算グループ国内最低課税額 (13)」の欄から「(24)の計 (25)」の欄まで）
 - (3) 株主等別未分配額に係る国内最低課税額（別表二十二付表一「対象株主等の名称 (26)」の欄から「(27)の計 (28)」の欄まで）
 - (4) 永久差異調整に係る国内最低課税額（別表二十二付表一「永久差異調整に係るグループ国内最低課税額 (29)」の欄から「(29)×(35) (36)」の欄まで）
- 2 改正前の法人税基本通達 18-4-9 では、連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合（例えば、我が国のみならず外国でも上場している場合、外国に最終親会社等がある場合、為替変動の影響を排除する目的で外国通貨建ての連結等財務諸表を作成している場合等）において、課税標準国内最低課税額の算出に当たり外国通貨表示の金額で計算される国内最低課税額を円換算する方法について例示により明らかにしていた。
- 3 上記 1 のとおり、当期グループ国内最低課税額に係る国内最低課税額等について日本円を単位として計算することとされたことから、本通

達では、当期グループ国内最低課税額に係る国内最低課税額等を円換算する方法について例示により明らかにしている。

- 4 なお、各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限る。以下同じ。）を有する共同支配会社等である外国法人は、各対象会計年度の国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課することとされているところ（法 8 の 3）、恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人の各対象会計年度に係る国内最低課税額に対する法人税は、共同支配会社等である内国法人の各対象会計年度に係る国内最低課税額に対する法人税に関する規定に準じて計算した金額をいうこととされているため（法 145 の 6 ③）、恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人に係る国内最低課税額についても本通達と同様に取り扱うこととなる。したがって、外国法人に係る国内最低課税額を円換算する方法を明らかにしていた旧法人税基本通達 20－10－1 《課税標準国内最低課税額の円換算》を廃止している。